

関西防災・減災プラン 原子力災害対策編 改訂 新旧対照表

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>関西防災・減災プラン (原子力災害対策編)</p>	<p>関西防災・減災プラン (原子力災害対策編)</p>	<p>※「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し」を除く修正について記載</p>
			
	<p>令和 4 年 3 月改訂 (平成 31 年 3 月改訂) (平成 25 年 6 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p>	<p><u>令和 年 月改訂</u> <u>(令和 4 年 3 月改訂)</u> (平成 31 年 3 月改訂) (平成 25 年 6 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p>	
	<p>関西広域連合 広域防災局</p>	<p>関西広域連合 広域防災局</p>	

頁	現 行 目 次	改 訂 案 目 次	修正内容
	I 総論 1	I 総論 1	
1	1 計画の目的 1	1 計画の目的 1	
2	2 本計画における用語の定義 1	2 本計画における用語の定義 1	
3	3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務 2	3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務 2	
4	4 計画の性格 2	4 計画の性格 2	
5	5 原子力災害対策重点区域 3	5 原子力災害対策重点区域 3	
6	6 緊急事態の防護措置について 5	6 緊急事態の防護措置について 5	
7	7 計画の基礎となる原子力災害の想定 7	7 計画の基礎となる原子力災害の想定 7	
8	8 計画の見直し 8	8 計画の見直し 8	
	II 災害への備え 9	II 災害への備え 9	
1	1 情報の収集・連絡体制等の整備 9	1 情報の収集・連絡体制等の整備 9	
2	2 災害応急体制の整備 11	2 災害応急体制の整備 11	
3	3 モニタリング体制の整備 13	3 モニタリング体制の整備 13	
4	4 原子力災害医療体制の整備 14	4 原子力災害医療体制の整備 14	
5	5 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 14	5 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 14	
6	6 広域避難体制の整備 15	6 広域避難体制の整備 15	
7	7 飲食物の出荷制限、摂取制限 26	7 飲食物の出荷制限、摂取制限 26	
8	8 水道水の摂取制限 26	8 水道水の摂取制限 26	
9	9 住民等への的確な情報伝達体制の整備 27	9 住民等への的確な情報伝達体制の整備 27	
10	10 自助・共助の取組の推進 28	10 自助・共助の取組の推進 28	
11	11 住民等に対する知識の普及啓発 28	11 住民等に対する知識の普及啓発 28	
12	12 防災訓練への参加等 29	12 防災訓練への参加等 29	
13	13 事前防災対策等の推進 30	13 事前防災対策等の推進 30	
	III 災害への対応 31	III 災害への対応 31	
	< 広域連合における災害対応の流れ > 32	< 広域連合における災害対応の流れ > 32	
	【初期対応段階】	【初期対応段階】	
1	1 活動体制の確立 34	1 活動体制の確立 34	
2	2 屋内退避、避難収容等の防護活動 37	2 屋内退避、避難収容等の防護活動 37	
	< 緊急事態区分とEALの例 > 42	< 緊急事態区分とEALの例 > 42	
	< OILと防護措置の概要 > 44	< OILと防護措置の概要 > 44	
	< 緊急事態区分と主な措置の枠組み > 46	< 緊急事態区分と主な措置の枠組み > 46	
	< OILに基づく防護措置の枠組み > 48	< OILに基づく防護措置の枠組み > 48	
	< 防護措置実施フロー図 > 49	< 防護措置実施フロー図 > 49	
3	3 広域避難の調整 50	3 広域避難の調整 50	
4	4 飲食物の摂取制限及び出荷制限 54	4 飲食物の摂取制限及び出荷制限 54	
5	5 水質汚染対策 54	5 水質汚染対策 54	
6	6 原子力災害医療 55	6 原子力災害医療 55	
7	7 住民等への的確な情報伝達 55	7 住民等への的確な情報伝達 55	
	【復旧段階】	【復旧段階】	
8	8 モニタリング情報の共有・発信（継続） 57	8 モニタリング情報の共有・発信（継続） 57	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
9	被災者の生活支援 …………… 57	9 被災者の生活支援 …………… 57	
10	風評被害等の影響の軽減 …………… 57	10 風評被害等の影響の軽減 …………… 57	
11	放射性物質による環境汚染への対応 …………… 58	11 放射性物質による環境汚染への対応 …………… 58	
12	原子力損害賠償 …………… 58	12 原子力損害賠償 …………… 58	
	付属資料 …………… 59	付属資料 …………… 59	
1	福島第一原子力発電所事故の概要 …………… 59	1 福島第一原子力発電所事故の概要 …………… 59	
2	原災法及び災対法の関係条文 …………… 72	2 原災法及び災対法の関係条文 …………… 72	
3	原子力災害対策の留意点 …………… 75	3 原子力災害対策の留意点 …………… 75	
4	原子力災害対策重点区域の市町別人口 …………… 80	4 原子力災害対策重点区域の市町別人口 …………… 80	
5	関西周辺の原子力施設の概要 …………… 82	5 関西周辺の原子力施設の概要 …………… 82	
6	原子力事業者との情報連絡に関する覚書 …………… 84	6 原子力事業者との情報連絡に関する覚書 …………… 84	
7	大規模広域災害に係る広域避難関係協定等一覧 …………… 87	7 大規模広域災害に係る広域避難関係協定等一覧 …………… 87	
8	関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況 …………… 88	8 関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況 <u>(福井県除く)</u> …………… 88	表記誤りの修正
9	関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況 …………… 92	9 関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況 <u>(福井県含む)</u> …………… 92	
10	福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響 …………… 95	10 福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響 …………… 95	
11	関西周辺の広域防災拠点の整備及び防災道の駅の認定状況 …………… 99	11 関西周辺の広域防災拠点の整備及び防災道の駅の認定状況 <u>(福井県含む)</u> …………… 99	
12	原子力防災用語解説 …………… 102	12 原子力防災用語解説 …………… 102	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																																																																																																										
7	<p>○原子力災害対策重点区域の人口 (単位：人、令和<u>3</u>年4月1日時点)</p> <table border="1" data-bbox="270 260 1329 520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電所名 府県名</th> <th colspan="2">高浜発電所</th> <th colspan="2">大飯発電所</th> <th colspan="2">美浜発電所</th> <th colspan="2">敦賀発電所</th> </tr> <tr> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>7,443</td> <td>43,177</td> <td>965</td> <td>69,638</td> <td>828</td> <td>225,291</td> <td>272</td> <td>269,134</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>437</td> <td>—</td> <td>51,240</td> <td>—</td> <td>42,293</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>507</td> <td>112,005</td> <td>—</td> <td>80,351</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,950</td> <td>155,182</td> <td>965</td> <td>150,426</td> <td>828</td> <td>276,531</td> <td>272</td> <td>313,427</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ P A Z : 概ね5km 圏内 (P A Z に準じた避難を行う地域含む)、U P Z : 概ね30km 圏内 ※ 高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんについては省略</p> <p>《付属資料4：原子力災害対策重点区域の市町別人口》</p>	発電所名 府県名	高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所		PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	福井県	7,443	43,177	965	69,638	828	225,291	272	269,134	滋賀県	—	—	—	437	—	51,240	—	42,293	京都府	507	112,005	—	80,351	—	—	—	—	合計	7,950	155,182	965	150,426	828	276,531	272	313,427	<p>○原子力災害対策重点区域の人口 (単位：人、令和<u>5</u>年4月1日時点)</p> <table border="1" data-bbox="1418 260 2478 520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電所名 府県名</th> <th colspan="2">高浜発電所</th> <th colspan="2">大飯発電所</th> <th colspan="2">美浜発電所</th> <th colspan="2">敦賀発電所</th> </tr> <tr> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> <th>PAZ</th> <th>UPZ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>7,171</td> <td>42,025</td> <td>932</td> <td>67,550</td> <td>784</td> <td>219,545</td> <td>267</td> <td>262,828</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>416</td> <td>—</td> <td>49,608</td> <td>—</td> <td>42,575</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>480</td> <td>107,697</td> <td>—</td> <td>77,825</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,651</td> <td>149,722</td> <td>932</td> <td>145,791</td> <td>784</td> <td>269,153</td> <td>267</td> <td>305,403</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ P A Z : 概ね5km 圏内 (P A Z に準じた避難を行う地域含む)、U P Z : 概ね30km 圏内 ※ 高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんについては省略</p> <p>《付属資料4：原子力災害対策重点区域の市町別人口》</p>	発電所名 府県名	高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所		PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	福井県	7,171	42,025	932	67,550	784	219,545	267	262,828	滋賀県	—	—	—	416	—	49,608	—	42,575	京都府	480	107,697	—	77,825	—	—	—	—	合計	7,651	149,722	932	145,791	784	269,153	267	305,403	人口の更新
発電所名 府県名	高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所																																																																																																						
	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ																																																																																																					
福井県	7,443	43,177	965	69,638	828	225,291	272	269,134																																																																																																					
滋賀県	—	—	—	437	—	51,240	—	42,293																																																																																																					
京都府	507	112,005	—	80,351	—	—	—	—																																																																																																					
合計	7,950	155,182	965	150,426	828	276,531	272	313,427																																																																																																					
発電所名 府県名	高浜発電所		大飯発電所		美浜発電所		敦賀発電所																																																																																																						
	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ																																																																																																					
福井県	7,171	42,025	932	67,550	784	219,545	267	262,828																																																																																																					
滋賀県	—	—	—	416	—	49,608	—	42,575																																																																																																					
京都府	480	107,697	—	77,825	—	—	—	—																																																																																																					
合計	7,651	149,722	932	145,791	784	269,153	267	305,403																																																																																																					
7 (略)		7 (略)																																																																																																											
8	<p>8 計画の見直し 本計画は、概ね3年に1度見直しを行う。 なお、計画の見直しにあたっては、広域避難訓練等の検証結果を計画に反映させるなど、計画の効果や実効性の確保を図る。 また、指針 (<u>令和3年7月21日改正</u>) では、次の事項について、今後詳細な検討が必要とされており、原子力規制委員会で専門的な検討が実施される予定である。その結果を踏まえて行われる指針の改正に合わせて、必要に応じ、本計画を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ O I L の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I L の設定の在り方 ➢ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方 ➢ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定 等 	<p>8 計画の見直し 本計画は、概ね3年に1度見直しを行う。 なお、計画の見直しにあたっては、広域避難訓練等の検証結果を計画に反映させるなど、計画の効果や実効性の確保を図る。 また、指針 (<u>令和4年7月6日改正</u>) では、次の事項について、今後詳細な検討が必要とされており、原子力規制委員会で専門的な検討が実施される予定である。その結果を踏まえて行われる指針の改正に合わせて、必要に応じ、本計画を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ O I L の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I L の設定の在り方 ➢ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方 ➢ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定 等 	時点修正																																																																																																										

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																																																																																				
15	<p>6 広域避難体制の整備</p> <p>(1) 想定される広域避難</p> <p>(略)</p> <p>① 避難の規模 (対象区域とその人口)</p> <p>(略)</p> <p>○広域避難対象区域とその人口 (令和3年4月1日時点)</p> <table border="1" data-bbox="311 384 1329 1056"> <thead> <tr> <th>府県名</th> <th>市町名</th> <th colspan="2">人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福井県</td> <td>敦賀市</td> <td>64,548人</td> <td rowspan="5">計 125,975人</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>28,814人</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>10,132人</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>8,143人</td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>14,338人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">滋賀県</td> <td>長浜市</td> <td>24,436人</td> <td rowspan="2">計 51,790人</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>27,354人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">京都府</td> <td>福知山市</td> <td>426人</td> <td rowspan="7">計 112,532人</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>79,743人</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>7,717人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>17,185人</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>3,351人</td> </tr> <tr> <td>京丹波町</td> <td>2,740人</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>1,370人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="2">290,297人</td> </tr> </tbody> </table>	府県名	市町名	人口		福井県	敦賀市	64,548人	計 125,975人	小浜市	28,814人	高浜町	10,132人	おおい町	8,143人	若狭町	14,338人	滋賀県	長浜市	24,436人	計 51,790人	高島市	27,354人	京都府	福知山市	426人	計 112,532人	舞鶴市	79,743人	綾部市	7,717人	宮津市	17,185人	南丹市	3,351人	京丹波町	2,740人	伊根町	1,370人	計		290,297人		<p>6 広域避難体制の整備</p> <p>(1) 想定される広域避難</p> <p>(略)</p> <p>① 避難の規模 (対象区域とその人口)</p> <p>(略)</p> <p>○広域避難対象区域とその人口 (令和5年4月1日時点)</p> <table border="1" data-bbox="1460 384 2478 1056"> <thead> <tr> <th>府県名</th> <th>市町名</th> <th colspan="2">人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福井県</td> <td>敦賀市</td> <td>63,032人</td> <td rowspan="5">計 122,578人</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>28,189人</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>9,783人</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>7,823人</td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>13,751人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">滋賀県</td> <td>長浜市</td> <td>23,581人</td> <td rowspan="2">計 49,878人</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>26,297人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">京都府</td> <td>福知山市</td> <td>390人</td> <td rowspan="7">計 108,676人</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>77,222人</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>7,411人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>16,554人</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>3,231人</td> </tr> <tr> <td>京丹波町</td> <td>2,559人</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>1,327人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="2">281,132人</td> </tr> </tbody> </table>	府県名	市町名	人口		福井県	敦賀市	63,032人	計 122,578人	小浜市	28,189人	高浜町	9,783人	おおい町	7,823人	若狭町	13,751人	滋賀県	長浜市	23,581人	計 49,878人	高島市	26,297人	京都府	福知山市	390人	計 108,676人	舞鶴市	77,222人	綾部市	7,411人	宮津市	16,554人	南丹市	3,231人	京丹波町	2,559人	伊根町	1,327人	計		281,132人		人口の更新
府県名	市町名	人口																																																																																					
福井県	敦賀市	64,548人	計 125,975人																																																																																				
	小浜市	28,814人																																																																																					
	高浜町	10,132人																																																																																					
	おおい町	8,143人																																																																																					
	若狭町	14,338人																																																																																					
滋賀県	長浜市	24,436人	計 51,790人																																																																																				
	高島市	27,354人																																																																																					
京都府	福知山市	426人	計 112,532人																																																																																				
	舞鶴市	79,743人																																																																																					
	綾部市	7,717人																																																																																					
	宮津市	17,185人																																																																																					
	南丹市	3,351人																																																																																					
	京丹波町	2,740人																																																																																					
	伊根町	1,370人																																																																																					
計		290,297人																																																																																					
府県名	市町名	人口																																																																																					
福井県	敦賀市	63,032人	計 122,578人																																																																																				
	小浜市	28,189人																																																																																					
	高浜町	9,783人																																																																																					
	おおい町	7,823人																																																																																					
	若狭町	13,751人																																																																																					
滋賀県	長浜市	23,581人	計 49,878人																																																																																				
	高島市	26,297人																																																																																					
京都府	福知山市	390人	計 108,676人																																																																																				
	舞鶴市	77,222人																																																																																					
	綾部市	7,411人																																																																																					
	宮津市	16,554人																																																																																					
	南丹市	3,231人																																																																																					
	京丹波町	2,559人																																																																																					
	伊根町	1,327人																																																																																					
計		281,132人																																																																																					
21	<p>イ 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援するとともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援する。</p> <p>また、所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画の把握に努め、必要に応じ、構成団体及び連携県と情報共有を行う。</p> <p>また、万が一の際に構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、広域連合は、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関と連携し、避難元の市町と避難先の市町村とのマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定める^{※1}ものとする。</p> <p>なお、広域連合は、構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難退域時検査及び除染体制等の確保、避難行動要支援者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討^{※2}を進め、内閣府主導により、各発電所毎に地方公共団体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応を「緊急時対応」としてとりまとめる。</p> <p>※1 原子力災害に係る広域避難ガイドライン(平成26年3月策定、平成31年3月改訂)</p> <p>※2 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、所在県及び関係周辺府県等が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」が設置され、各協議会には作業部会、その下に、実務的な検討を行うための地域分科会(福井エリアは、敦賀、美浜、大飯、高浜の4分科会)が置かれた。</p> <p>[H27.12 高浜地域策定]、[H29.10 高浜地域改定、大飯地域策定]、[R2.7 高浜地域改定、大飯地域改定]、[R3.1 美浜地域策定]</p>	<p>イ 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援するとともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援する。</p> <p>また、所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画の把握に努め、必要に応じ、構成団体及び連携県と情報共有を行う。</p> <p>また、万が一の際に構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、広域連合は、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関と連携し、避難元の市町と避難先の市町村とのマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定める^{※1}ものとする。</p> <p>なお、広域連合は、構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難退域時検査及び除染体制等の確保、避難行動要支援者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討^{※2}を進め、内閣府主導により、各発電所毎に地方公共団体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応を「緊急時対応」としてとりまとめる。</p> <p>※1 原子力災害に係る広域避難ガイドライン(平成26年3月策定、平成31年3月等改訂)</p> <p>※2 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、所在県及び関係周辺府県等が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」が設置され、各協議会には作業部会、その下に、実務的な検討を行うための地域分科会(福井エリアは、敦賀、美浜、大飯、高浜の4分科会)が置かれた。</p> <p>[H27.12 高浜地域策定]、[H29.10 高浜地域改定、大飯地域策定]、[R2.7 高浜地域改定、大飯地域改定]、[R3.1 美浜地域策定]</p>	原子力災害に係る広域避難ガイドラインを併せて改正予定																																																																																				

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
22 ・ 23	<p>② 避難所の確保</p> <p>ア 構成団体の対応</p> <p>構成府県は、管内市町村に対し、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう働きかける。また、構成市は、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう努める。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症流行下においては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。</p> <p>構成団体は、管内の避難所の情報を集約し、広域連合と共有する。</p> <p>また、地域コミュニティ単位等まとまった数の避難者を受け入れることや感染症流行下において避難スペースを多く確保する必要があることを想定し、可能な限り多くの避難所の開設及び大型施設を確保するため、構成府県は、管内市町村に対し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所の開設やホテルや旅館等の活用を検討するよう働きかけるとともに、大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等を働きかける。また、構成市は、可能な限り多くの避難所開設や、大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等に取り組む。さらに、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用についても検討を行う。</p> <p>＜構成府県から管内市町村への働きかけの（例）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県地域防災計画に、市町村が指定避難所を指定する際に、併せて広域避難の受入れにも供するよう努める旨を記載 ・構成府県の所管部局と調整し、市町村に対し、府県有施設を広域避難の受入れにも供する避難所としての指定を促進 等 <p>なお、感染症流行下において、所在県及び関係周辺府県は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>イ 管内市町村の対応</p> <p>原子力災害の場合、市町村単位での大規模な広域避難が生じる可能性があることや<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症対策等を踏まえ、できるだけ避難所を多く確保する必要がある。</p> <p>このため、管内市町村は、従来から指定している避難所も含めて、施設管理者の同意を得て、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努める。</p> <p>避難所の指定に当たっては、これまで避難所に指定していない大型施設や民間施設についても検討を行う。</p> <p>避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討した上で、なお、不足が予測される場合には、ホテル・旅館等の活用を検討する。市町村のみで対応が困難な場合は、府県に調整を要請する。</p>	<p>② 避難所の確保</p> <p>ア 構成団体の対応</p> <p>構成府県は、管内市町村に対し、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう働きかける。また、構成市は、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう努める。</p> <p>また、感染症流行下においては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。</p> <p>構成団体は、管内の避難所の情報を集約し、広域連合と共有する。</p> <p>また、地域コミュニティ単位等まとまった数の避難者を受け入れることや感染症流行下において避難スペースを多く確保する必要があることを想定し、可能な限り多くの避難所の開設及び大型施設を確保するため、構成府県は、管内市町村に対し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所の開設やホテルや旅館等の活用を検討するよう働きかけるとともに、大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等を働きかける。また、構成市は、可能な限り多くの避難所開設や、大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等に取り組む。さらに、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用についても検討を行う。</p> <p>＜構成府県から管内市町村への働きかけの（例）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県地域防災計画に、市町村が指定避難所を指定する際に、併せて広域避難の受入れにも供するよう努める旨を記載 ・構成府県の所管部局と調整し、市町村に対し、府県有施設を広域避難の受入れにも供する避難所としての指定を促進 等 <p>なお、感染症流行下において、所在県及び関係周辺府県は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>イ 管内市町村の対応</p> <p>原子力災害の場合、市町村単位での大規模な広域避難が生じる可能性があることや感染症対策等を踏まえ、できるだけ避難所を多く確保する必要がある。</p> <p>このため、管内市町村は、従来から指定している避難所も含めて、施設管理者の同意を得て、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努める。</p> <p>避難所の指定に当たっては、これまで避難所に指定していない大型施設や民間施設についても検討を行う。</p> <p>避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討した上で、なお、不足が予測される場合には、ホテル・旅館等の活用を検討する。市町村のみで対応が困難な場合は、府県に調整を要請する。</p>	
38	<p>ウ 複合災害時における屋内退避、避難等について</p> <p>国、構成府県等が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中、地震等の自然災害が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、より安全な、市町が開設するUPZ内の別の指定避難所等やUPZ外の避難所へ速やかに避難を実施する。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、</p>	<p>ウ 複合災害時における屋内退避、避難等について</p> <p>国、構成府県等が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中、地震等の自然災害が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、より安全な、市町が開設するUPZ内の別の指定避難所等やUPZ外の避難所へ速やかに避難を実施する。</p> <p>また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを</p>	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>② (略)</p>	
39	<p>イ (略)</p> <p>ウ その他の広域的な対応 (応援職員の派遣)</p> <p>広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県から応援職員の派遣の要請があった場合は、構成団体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、構成団体及び連携県は、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、<u>派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する</u>。また、構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ その他の広域的な対応 (応援職員の派遣)</p> <p>広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県から応援職員の派遣の要請があった場合は、構成団体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。</p> <p>構成団体及び連携県は、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、感染症対策のため</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。</p> <p>(略)</p>	

49	<p><防護措置実施フロー例> (原子力災害対策指針より)</p>	<p><防護措置実施フロー例> (原子力災害対策指針より)</p>	<p>原子力災害対策指針の改正 (R4.7) (P17)</p>
----	---	---	--------------------------------------

51	<p>① 避難元府県及び避難元市町の役割 ア～イ (略) ウ 避難所の運営</p> <p>避難所の開設は、避難先市町村の協力により施設管理者が実施し、開設当初の運営については、一定程度の役割を避難先市町村が担うことが期待されるが、避難先市町村は、通常の行政サービスを行う必要があるため、速やかに、避難元市町又は避難者による自主運営へと運営体制を切り替える。</p> <p>避難先市町村と避難元市町は連携のうえ、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>なお、避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。</p>	<p>① 避難元府県及び避難元市町の役割 ア～イ (略) ウ 避難所の運営</p> <p>避難所の開設は、避難先市町村の協力により施設管理者が実施し、開設当初の運営については、一定程度の役割を避難先市町村が担うことが期待されるが、避難先市町村は、通常の行政サービスを行う必要があるため、速やかに、避難元市町又は避難者による自主運営へと運営体制を切り替える。</p> <p>避難先市町村と避難元市町は連携のうえ、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>なお、避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。</p>	
----	--	--	--

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>※<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大がみられる場合は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>エ～カ (略)</p>	<p>※感染症の拡大がみられる場合は、所在市町及び関係周辺市町の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>エ～カ (略)</p>	